

# 雨水出水浸水想定区域に ついて

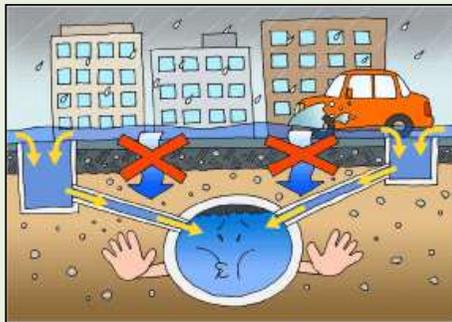
瀬戸市都市整備部下水道課

# ○雨水出水浸水想定区域とは

雨水出水浸水想定区域とは、水防法第 14 条の 2 に規定される、想定最大規模降雨により公共下水道※等の排水施設の排水能力を上回り雨水を排除できなくなった場合、又は放流先の河川の水位上昇等に伴い公共下水道等の排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域です。

※瀬戸市の下水道は分流式(生活排水と、雨水を別々の下水道で流すしくみ)を採用しており、ここに記載する「下水道」は雨水を流す排水施設のことを指します。

## 水害発生メカニズム(内水)



下水道の排水能力を超える雨が降った場合に、下水道から水があふれたり、下水道に入りきれないで地上に溜まったままになります。



街などに降った雨は、下水道などを通して川に排水されます。



大雨が降ると川の水位が上がり、排水されにくくなり、下水道などがあふれてしまいます。

出典:水害ハザードマップ作成の手引き 参考資料3

# ○想定最大規模降雨とは

想定最大規模降雨とは、国において、日本を降雨の特性が似ている15の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定されています。（概ね1/1000年程度の確率降雨）。

なお、1/1000年確率の降雨とは、1000年毎に1回発生する周期的な降雨ではなく、**1年の間に発生する確率が1/1000(0.1%)の降雨**です。

瀬戸市は時間雨量147mmの雨となります。

# ○なぜ雨水出水浸水想定区域を指定するのか

令和3年の水防法改正により、水防法に基づく雨水出水浸水想定区域の指定に係る対象が、周辺地域に住宅等がある下水道など、水位周知下水道以外にも大幅に拡大されました。(水防法第14条の2第2項、水防法施行規則第4条の2)

この法改正により、下水道による浸水対策を実施する全ての地方公共団体において、想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域を指定するものとされたためです。

なお、対象となる区域は、下水道の事業計画において下水道(都市下水路等)として位置付けている普通河川・水路等の溢水による浸水が対象とされており、瀬戸市においては川西第2排水区、南山排水区、松原排水区が対象となります。

(別図:浸水シミュレーション対象範囲と浸水想定手法)参照

# ○雨水出水浸水想定区域図には何が明示されるのか

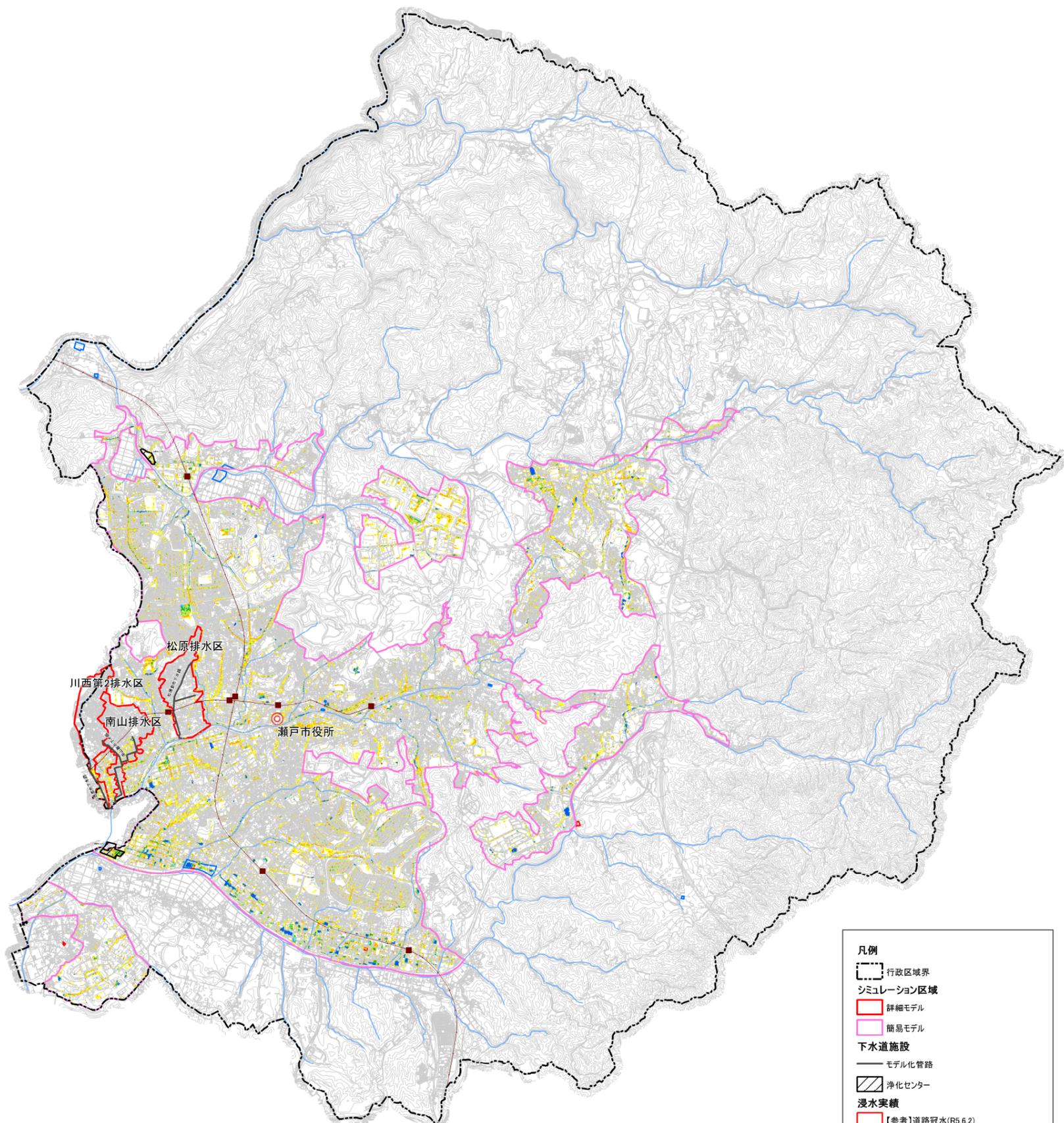
想定最大規模降雨により排水施設の排水能力を上回り排水施設に雨水を排除できなくなった場合等に、浸水が想定される区域のほかに浸水の深さ、浸水が継続する時間等を明示します。(水防法施行規則第5条)

# ○雨水出水浸水想定区域が指定されるとどうなるのか

雨水出水浸水想定区域が指定されると、市町村は内水ハザードマップを作成配布するなどの措置を講ずる必要があります。また、以下の事項について実施することが義務化されることとなります。

- ・宅地建物取引業者は不動産取引時に、ハザードマップを提示し、重要事項説明の対象項目として、ハザードマップにおける取引対象物件の所在地について説明を行うこと。
- ・要配慮者利用施設等の管理者は、雨水出水浸水想定区域の指定を受け、地域防災計画に名称及び所在地が定められた場合は、避難確保計画を作成すること。

(水防法第15条第3項、同第15条の3、水防法施行規則第11条、宅地建物取引業法施行規則)



- 凡例
- 行政区境界
  - シミュレーション区域
    - 詳細モデル
    - 簡易モデル
  - 下水道施設
    - モデル化管路
    - 浄化センター
  - 浸水実績
    - 【参考】道路冠水(R5.6.2)
    - 東海豪雨浸水実績
  - 浸水深 (m)
    - 5cm以上10cm未満
    - 10cm未満20cm未満(道路冠水発生程度)
    - 20cm以上30cm未満(床下浸水発生程度)
    - 30cm以上40cm未満
    - 40cm以上50cm未満
    - 50cm以上(床上浸水発生程度)
  - ランドマーク
    - 瀬戸市役所
    - 駅
    - 鉄道
    - 河川



図：浸水シミュレーション対象範囲と浸水想定手法（想定最大規模降雨）